

2026(令和8)年度 第2回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2026(令和8)年7月28日(火) 10時00分～11時00分

場所:古賀市役所 第二庁舎2階 中会議室

出席委員(5名)

会長	横田 昌宏	副会長	守田 義弘
委員	園田 庄治	委員	菊武 由美子
委員	瑞慶山 広大		

欠席委員(2名)

委員	井手 よし子	委員	岩城 和代
----	--------	----	-------

説明のため出席した者の職・氏名

市民部長	中村 由果
------	-------

事務局職員

人権センター課長	野田 高弘	
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長		川原 淳史
人権センター人権教育・啓発係業務主査		

人権センター課長：

ただいまから、第2回古賀市人権施策審議会を開催いたします。

はじめに、井手委員・岩城委員より欠席の連絡をいただいております。

委員総数7名中5名のご出席であり、古賀市人権施策審議会条例第6条第2項にもとづく会議開催の定足数である過半数を上回っておることをご報告いたします。

本日はご多用の中、古賀市人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

進行役を務めます、人権センター課長の野田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市民部長から挨拶を申し上げます。

市民部長：

皆さまおはようございます。本日はお忙しい中、また大変暑い中、第2回古賀市人権施策審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

古賀市の人権施策につきましてのご理解、感謝しております。

本日の第2回審議会につきましては、令和8年度の答申書(案)についてご協議をいただくこととなっております。

この答申書(案)をもとに、令和8年度の実施計画をとりまとめまして、市政運営を全体でしっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

人権センター課長：

続きまして、人権施策審議会を代表し、横田会長からご挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

横田会長：

皆さんおはようございます。会長をお願いしたいということでお話を伺っていましたが、今回はどうしても出席が叶いまして、欠席しまして申し訳ございませんでした。守田副会長に議長をやっていただきまして、議事録もしっかりと読ませていただきました。皆さん活発にご意見を出していただきましてありがとうございます。

本日は事務局の方からのご案内がありましたように、答申書(案)についてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

人権センター課長：

横田会長、ありがとうございました。次に、議事に移ります。

まず、配付資料の確認です。当日配付資料①レジュメ②別紙答申書(案)

参考として、議事録の修正について、第1回古賀市人権施策審議会議事録

資料が足りない方はいらっしゃいますか。

資料はおそろいようですので、このまま進めて参ります。

本日の会議についてですが、前回の会議と同様、公開することとし、また、議事録の署名については、横田会長及び守田副会長にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、これより横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

横田会長、よろしくお願いいたします。

横田会長：

それでは、お手元のレジュメに沿って議事を進めていきたいと思います。

まず議事の1番、今年度答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

それでは、答申書(案)の内容について簡潔にご説明いたします。

当該答申書(案)は、第1回審議会における委員の皆さまのご意見をもとに作成しています。それぞれの項目について説明いたします。

1点目に関しましては、「教育を通じて、セルフコントロール力を伝えていくことが大切」とのご意見があり、このように記載しております。

2点目に関しましては、「人権相談ができることを、市民がいかに知るかということが重要」とのご意見があり、このように記載しております。

3点目に関しましては、「人権に関して無関心ではないが、研修会に積極的に参加できない、あるいはしない状況があるのでは」とのご意見と、市民意識調査において約7割が人権について関心があると答えているが、裏を返せば、約3割の市民が無関心であることは深刻な状況にあると認識しなければならないため、このように記載しております。

4点目に関しましては、「犯罪被害の防止という面で、市として対策や啓発活動を」「地域での防犯・防災活動など、地域力が今後も必要」とのご意見があり、このように記載しております。

5点目に関しましては、「子どもの貧困対策を行政施策とどのように関連付けていくか」「外国人の子どもに対しての日本語教育の支援について」「障がい者を補助するツールについての情報が、市民まで浸透しているのか」とのご意見があり、このように記載しております。

なお、この答申書(案)は7月10日に送付しており、そこからの変更等はございません。説明は以上です。

横田会長：

ありがとうございました。

それでは1項目ずつ皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

まず 1 点目「インターネット上の人権侵害については、大人も子どもも自ら情報を判断できるよう、最新の状況に応じたメディアリテラシー教育を継続して実施されたい。」という内容です。

今、事務局の方から、この答申書(案)のもとになった皆さんのご意見を簡単に説明していただきました。皆さんからご意見はありませんでしょうか。

瑞慶山委員：

可能であれば、生成 AI に関する言及を入れていただけるとよろしいのではないかと思います。

インターネットやメディアリテラシーは、従来からずっと問題があると言われてきた訳ですが、ここ数年で生成 AI 技術が発達してきて、特に子どもの世代がその被害に遭ったり、あるいは悪用したりという例がよく見られます。

ですから、インターネット上の人権侵害については、生成 AI 技術の進展も踏まえつつ、といった文言を一言入れていただけるだけで、最新の状況を反映した答申書(案)の後押しになるのではないかと思います。

横田会長：

「判断できるよう」の後に入れるぐらいですか。

瑞慶山委員：

「最新の状況」につながりますから、そちらがいいです。

横田会長：

事務局は今の発言を踏まえてご提示いただけますか。

事務局：

ただいまの瑞慶山委員からのご意見を反映させまして、読み上げます。

「インターネット上の人権侵害については、大人も子どもも自ら情報を判断できるよう、生成 AI 技術の進展も踏まえつつ、最新の状況に応じたメディアリテラシー教育を継続して実施されたい。」こちらでよろしいでしょうか。

横田会長：

よろしいですか。1 点目は、これでいきます。

2 点目です。

「人権相談については、市民が悩みや不安を抱え込むことのないよう、相談窓口・相談方法の周知をより一層徹底されたい。」

この点については、前回の審議会でも、相談窓口がどこにあるのか知らないことによって起こる悲劇を防ぎたいといった意見が出ていました。

私は今、福祉の仕事をしていますが、人権や何か相談があれば、福祉課や社協など、どこかに必ずつなげていきます。

そのことを市民全員に知っていただきたいところもありますので、私はやはり頑張っていたきたいと思います。

では2点目はこれでよろしいでしょうか？

ないようですので、3点目にいきます。

「人権に関する市民意識調査において、人権について関心がある市民は増えているが、啓発活動への参加にはつながっていない。また、無関心な市民も一定数存在することから、工夫した啓発活動を実施されたい。」これについて、ご意見はございませんか。

守田副会長：

文言ということではないのですが、前回の会議でも言ったように、やはり地域の身近なところでの、市民の方々への学習機会の提供、かつ実践活動の展開が非常に重要だと私は思っています。

そういう意味では社会「同和」教育推進協議会の活動は、ものすごく大きな役割を果たされてるし、今後とも積極的、重点的にされた方がいいと思います。

今まで私自らの経験ですが、啓発の場面でいろんなことを市民の方に知ってもらおうと、情報提供や学習の場の提供をしたりしたのですが、その先がよく見えていなかった部分があります。

どうしたら人権意識を高め、人権が尊重される社会作りに関わってもらえるのかという視点がやはり必要です。

今年度も古賀市において、さらに地域レベルでの活動の支援をしていただければと思います、補足的な意味で発言させていただきました。

横田会長：

前回の議事録でも守田副会長から、地域で守る人権という言葉が出されておりました。その辺のニュアンスも含めて、この文章になったと思われます。

市民部長：

例えばご提案ですけれど、「無関心な市民も一定数存在することから、より身近な地域での学習機会も含め、工夫した啓発活動を実施されたい。」としてはいかがでしょうか。

菊武委員：

そちらの方がわかりやすいかもしれません。

横田会長：

そうしたら社同推も含まれるし、隣組や行政区も含まれる。

私たちの希望としては、地域にしっかりと啓発活動が浸透していった欲しいという思いがあります。もう1回読み上げてみてください。

事務局：

読み上げます。

「人権に関する市民意識調査において、人権について関心がある市民は増えているが、啓発活動への参加にはつながっていない。また、無関心な市民も一定数存在することから、より身近な地域での学習機会も含め、工夫した啓発活動を実施されたい。」

横田会長：

よろしいでしょうか。

各委員：

はい。

横田会長：

3点目はそのように修正をさせていただきたいと思います。

4点目です。「高齢者が特殊詐欺などの犯罪や消費者トラブル、虐待等の被害者とならないよう、また、社会的に孤立することがないよう、関係機関と連携した見守りや情報提供、地域力の向上を推進されたい。」この件について、ご意見ございますか。

古賀市は特殊詐欺や、何か強盗みたいなものはありましたか？

市民部長：

隣保館、ひだまり館に消費生活センターを設置しています。

そこは消費生活の相談窓口ではあるのですが、特殊詐欺の関係ではないかという不安の相談はやはりあっています。隣保館の中にある法律相談センターにおつなぎしています。

横田会長：

電話でお金は全て詐欺と警察も一生懸命言っていますが、それでもやはり騙される人がいます。

守田副会長：

福岡市でも、すごい金額を騙し取られているケースが報道されています。
捕まってもお金は戻ってこないことが多く、深刻な問題だと思います。

横田会長：

地域の自治会の隣組長をしています。結構、個別に訪問して意見を聞いたり、情報を伝えたりすることが多いです。

でも、この頃訪問しても誰も出て来ないのです。そういう詐欺が多いからでしょう。
だから、手紙を書いてポストに入れると、ようやく返事が戻ってきます。
高齢者だけの世帯だったら、用心して出て来ないです。そんな時代です。

守田副会長：

私も自分の町内の副会長をしているのですが、高齢者の特殊詐欺だけではなくて、孤独死も町内でありましたので、見守りネットワークを作って、民生委員とも連携しながら声かけ訪問をしています。

個人情報の保護について、福岡市でもかなり地域活動に支障があります。

行政は情報を出さないのです。

ですが、地域で一人暮らしの見守りが必要な高齢者世帯を把握できない限り、取組もできないという状況があります。

私も役所の出身なので、非常にストレスを感じます。

個人情報がない限り、地域で一人暮らしのお年寄りを支えるということはできないのです。そのことも含めて、これは簡単にいかないと思います。

横田会長：

古賀市は各地域の民生委員さん、福祉委員さんが双方で協力し合っています。

同じ役職を一人で二つ兼務している人もいますが、見守りはずっとやっているの、情報は隣組単位で持っていると思います。

それでもいざというとき、行政からは個人情報であることを理由に情報が出てきません。

私も行政出身ですが、個人情報に関しては、行政側も過度に敏感になりすぎているところもあると思います。

命に関わるような場面では、やはり怖い部分もあります。

その辺の判断は難しいです。

地域も民生委員さんも把握していればいいのですが、先ほど私が言ったように、一人暮らしの高齢者は出て来られない方が結構多くいます。

状況がわからないというのも、結構あるのではないかと思います。

守田副会長：

民生委員も半分ボランティアでオールマイティーではありません。

私たちの町内では見守りなどで把握をしています。

火事や地震など災害のときに、手助けが必要な人に対して、どう地域でサポートをするのかというのは重要な課題です。

人権の視点からも、当然必要なことだと思っています。

全てが行政の責務という訳にはいきません。

やはり行政の情報公開の理念は堅苦しいというか、もっと柔軟になってもいいのではないかと思います。

役所の堅い部分はわかりますが、地域の実情に合わせてどう対応したらいいのか、考えておく必要があるのではないかと思います。

園田委員：

私が住んでる地域は戸建てが中心のところなので、つながりやすいといえばつながりやすいです。

それでお互い、昔のように隣人に醤油を借りるではないですけど、相談したり、困ったときに話しができやすかったりという状況はあります。

それは一つ人権の視点からいけば、地域力としてそれを育む状況にあるのではないかと、前回もそういう意味で発言をさせていただきました。

戸建てではないマンションやアパートでは、なかなかそういう人間関係が出来にくく、逆に疑心暗鬼になって、変なトラブルが生じてしまうのではないかと思います。

特殊詐欺の問題、空き巣もそうですが、高齢者の一人暮らしが増えているので、朝のラジオ体操の時間に集まったときなど、結構話題になっています。

そういう困り事をみんなで解決できるような形に持っていけば、人権を視점에据えた地域力の向上につながるのではないかと思います。

答申書(案)の中に入れていただいて、ありがたいと思います。

横田会長：

4点目の最後の方に書いてあります。

4点目については、この文章でよろしいでしょうか。

各委員：

はい。

横田会長：

5点目にいきます。「子ども、外国人、障がい者等、個々の特性に応じて関係機関や

地域との連携を強化し、相談・支援を推進されたい。」
これについてご意見はございますか。

瑞慶山委員：

5 番だけが、包括的というか、ざっくりとまとめている感じがします。
これは個々に、外国人や障がい者や子どもに対する言及が前回の審議会であったので、それを包括する形で書かれたということでしょうか。

横田会長：

前回の審議会で事務局からこの 3 点の説明がありました。
そこをコンパクトにまとめると、子ども、障がい者と外国人ということしか入れられなかったと思うのですが、その手前の文章と比較すると、5 点目はすごく要約しすぎているように感じます。

菊武委員：

特性もですが、個々の事情もあると思います。
特性や事情に応じてなどの表現がいいのではないのでしょうか。

守田副会長：

地域との連携のイメージは、子ども食堂のような感じですか。

市民部長：

相談・支援という言葉がありますが、あらゆる関係者がいち早くその事情をキャッチすることが大事だろうと思われることから、ここに入れさせてもらっています。
セーフティネットとしての地域の力、今副会長がおっしゃられたように、子ども食堂もまずその 1 つになるかと具体的には考えています。
市内の子ども食堂は増えてきてはいるんですけども、その記述が計画書に抜け落ちている状況もあります。
現在の計画案にはないのですが、この答申書(案)を受けて、子ども食堂についても計画書に改めて記載をしようと事務局も考えておりますので、そういったことにつながる形で、この部分が読み取れればと思っております。

横田会長：

子ども食堂に今取り組んでいる団体、グループはどれくらいありますか。

市民部長：
7ヶ所です。

横田会長：
もうそんなに増えていますか。

人権センター課長：
補助金を出していることもあり、令和 6、7 年で増えています。

市民部長：
市内の企業から、子ども食堂に使ってくださいという寄付もお受けしています。
そういったことで増えています。

横田会長：
古賀市内の社会福祉法人も、連絡協議会を作りました。
その中でも保育園を運営しているところからは、子どもたちが休んだときに給食食材が
余るので活用できないかという声が上がっていたので、子ども食堂とつなげられるよ
う、今いろいろやっています。
補助金なしで活動されているところがありますか？

事務局：
申し訳ありませんが、人権センターでは把握できていません。

横田会長：
市では掴みようがないかもしれません。
古賀市ではありませんが、食堂を営んでいる人が個人で子ども食堂をやっているこ
ろもあるようです。

守田副会長：
福岡市では、子ども食堂のような取組が結構広がっています。
公民館や地域の集会所を活動の場としたり、あるいはもう完全に私的な取組があっ
ていたりするようです。
この前も言いましたが、私は子どもの貧困の問題を、その地域の力だけで解決できる
はずがないと思っています。
ただ、地域のボランティアリズムというか、地域で子どもを育てようという流れに乗っ
ている子ども食堂の存在意義はものすごく大きいです。

私が知っているところは、午前中子どもの夏休み学習会をして、昼はその地域の子ども食堂のスタッフが昼ごはんの提供をするという活動まで広がってきています。

行政が地域に全部丸投げするということではなくて、地域ぐるみで課題に取り組むことに大きな意味があります。

行政からの補助を受けずに取り組もうとしている人たちもいるし、実際やっているところもあると思うので、古賀市におかれても積極的に把握されて、効果的に取り組めるよう、支援をしていかれたらと思います。

横田会長：

福岡市では、かなり広がってきています。

守田副会長：

貧困の度合いが、ものすごいです。

この前も言いましたように、本当に食べていない子どもがいるのです。

そこに手を差し伸べているところはすごいと思います。

横田会長：

虐待やネグレクトの事案も結構あります。

古賀市の教育長の考えも、できるだけ給食の日数を増やす。

夏休みを短くした理由の1つでもあります。

食べられない子がいるので、学校で1食だけでもしっかり食べるという思いからです。

社会福祉協議会でも時々話題になるのは、高齢者食堂についてです。

高齢者の一人暮らしで、火を使うことが怖いという方が多くいます。

買ってきた総菜や冷凍食品を電子レンジで温めて食べる。

どうしても野菜を多く食べられないので、偏食になりがちです。

配食サービスや、施設に入っている方はきちんと食事が出てくるからいいのですが。

1日1食でも、野菜やバランスの良い食事を取ってもらうことが必要です。

どうしたら食べられる状況になるのか、高齢者もそういう問題があります。

瑞慶山委員：

今の話ですと、やはり個々の特性に応じてというのがポイントではないでしょうか。

例えば、「個々の事情やニーズを素早く把握するために」はどうですか。

今皆さんがおっしゃったように、いろんな分野でいろんな問題を抱えているので、こういう問題があるとか、こういうニーズがあるということ把握するために、関係機関と連携を強化するという位置づけにされると、声を拾い上げるという意味では良いのではないかと思います。

横田会長：

事務局は、これまでの皆さんの意見をまとめてください。

事務局：

現時点での案を申し上げます。

「子ども、外国人、障がい者等、個々の事情やニーズを素早く把握するために、関係機関や地域との連携を強化し、相談・支援を推進されたい。」

横田会長：

よろしいですか。

瑞慶山委員：

私はよくなったと思います。

横田会長：

1 点目から 5 点目まで、皆さんの修正を含めて今とりあえず文章にはしましたが、事務局はすぐに印刷できますか。

最終確認をしたいのですが、欠席者がいらっしゃいます。

瑞慶山委員：

後日、文書の形で共有していただいて、誤字脱字がないか等のチェックをするということではよろしいのではないのでしょうか。

各委員：

はい。

横田会長：

事務局はもう 1 回 1 点目から読み上げてください。

事務局：

1 番「インターネット上の人権侵害については、大人も子どもも自ら情報を判断できるよう、生成 AI 技術の進展も踏まえつつ、最新の状況に応じたメディアリテラシー教育を継続して実施されたい。」

2 番は提案しておりました通りです。

3 番「人権に関する市民意識調査において、人権について関心がある市民は増えていますが、啓発活動への参加にはつながっていない。また、無関心な市民も一定数存在

することから、より身近な地域での学習機会も含め、工夫した啓発活動を実施されたい。」

4 番は提案しておりました通りです。

5 番「子ども、外国人、障がい者等、個々の事情やニーズを素早く把握するために、関係機関や地域との連携を強化し、相談・支援を推進されたい。」

横田会長：
よろしいですか。

各委員：
はい。

横田会長：
では、後日チェックしていただくということで、(1)の答申書(案)については、よろしいでしょうか。
では、5 番その他に移ります。皆さんから何かございますか。

園田委員：
先ほど社同推について言及していただいたことについて、非常にありがたく思っております。
実は総会の中で、年間の委託費が 230 万円で、ずっと変わっていないのですが、昨年講師料が増えた関係で、他の経費を減らして充てることになりました。
そうしたこともあり、予算が少ないのではないかという意見が出ました。
私たちは常々思っていたのですが、先ほどの啓発活動について、もう少し予算をつけてもいいのではないかと受け止められるようなお話でしたので、非常にありがたく思いました。
今年の校区啓発は例年通り部落差別をテーマにした講演と、地域の課題に応じて考えるもので、この前代表者に集まってもらい、その説明をしたところです。
コロナ以降校区での啓発は 60 分で終了する設定でやってきましたが、今年度は講師の方の意向もあって、75 分の設定をしています。
若干時間が増えているにも関わらず、区長さんや分館長さんといった出席者の中から、質疑応答の時間を取った方がいいのでは、その方がより深まるのではないか、という意見が出ました。
輪番制で変わる方々なのですが、少しずつ興味を持っていただき、より良いものを作っていくという視点で発言をしてくださったことが、非常にありがたかったし、そういう声を私たちも大事にしていけないといけないと思ったことが一点です。

もう一点、同じ場で出た意見です。

地域での講演会で、部落差別をテーマとして青年部の女性を講師とする企画を提案しました。

説明会で、講師のプロフィールを出していなかったことも悪かったのですが、何回も同じような話ばかりだという発言もありました。

私たちとしては、1 年経ったら忘れてしまっていることもあるし、何度も自分の中で繰り返しながら学ぶことが必要だと思っています。

無関心や参加につながらないこと、また同じ話かと思われる一定数の方もいることを乗り越えられる啓発を行うことが、私たちの課題だと認識している状況を、ご報告させていただきたいと思ひまして発言しました。ありがとうございます。

横田会長：

予算については特に付帯意見ということではございませんが、人権に関することですので、予算査定を頑張っていたきたいと思います。

市の事情はわかりますが、そういう意見があることをご承知おきください。

その他何かございますか。事務局からは何かありませんか。

事務局：

第1回審議会議事録(案)につきまして、委員の皆さまから何点か修正のご意見をいただきました。

修正前と修正後をそれぞれ記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

修正分を反映した議事録を本日配付させていただいております。

この内容を第 1 回人権施策審議会議事録としまして、守田副会長、岩城委員に議事録署名人としてご署名いただきたいと思います。

続きまして、本日の議事録と修正後の答申書につきましては、作成次第、委員の皆さまへお送りいたします。

内容をご確認いただき、訂正等がありましたら、人権センターまでご連絡をお願いいたします。

議事録は横田会長・守田副会長の、答申書は横田会長の承認をもって決定いたします。

また、決定した答申書につきましては、会長から市長にお渡しいただくこととしております。

日時が決定次第、委員の皆さまにお知らせいたしますので、ご都合がよろしければぜひご出席ください。事務局からは以上です。

横田会長：

それでは、議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

人権センター課長：

横田会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。

また、審議会委員の皆さまにおかれましては、熱心なご意見、ご審議、誠にありがとうございました。

では、これをもちまして、令和 8 年度第 2 回古賀市人権施策審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。